

野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の 具体化に向けた対応

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

目次

- 1.ASF対策の重要性
- 2.ASF対策の具体化に向けて
- 3.諸外国でのASFの防疫措置
- 4.基本方針の策定
- 5.演習
- 6.ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

1. ASF対策の重要性

(1) アフリカ豚熱 (ASF) とは

- **原因:** アフリカ豚熱ウイルス (アスファウイルス科アスファウイルス属。2本鎖DNA・2重のエンベロープ。大きい。) ※環境耐性があり、食肉・死体等でも長期に感染性保持。現在の世界流行株では急性経過で死亡。
→ **感染動物は急激に弱る・死亡＋死体のウイルスは長期残存→イノシシ感染事例では死体対策が重要**
- **宿主:** 豚、いのしし (ダニによっても媒介) ※人には感染しない
- **分布:** アフリカ、欧州の一部 (ロシア及びその周辺国、東欧) のほか、2018年 (平成30年) 8月に中国で発生 (アジアで初の発生)。以降、アジア地域での発生が拡大。※日本未発生。
- **症状:** 甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。(豚熱より白血球数はやや高め。甚急性では所見なく死亡)
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
- **対策・予防:** 水際対策の徹底 (国内未発生)。飼養衛生管理の徹底。有効なワクチンは存在せず。
→ **豚における最強の悪性伝染病との評価も。**
- **防疫対応:** 全頭殺処分。(豚熱と異なり、必要があれば予防的殺処分の実施が認められている。)

野生イノシシの感染確認でも、状況によっては農場の予防的殺処分の対象に！



耳翼の紅斑 (その後、死亡直前に紫斑)



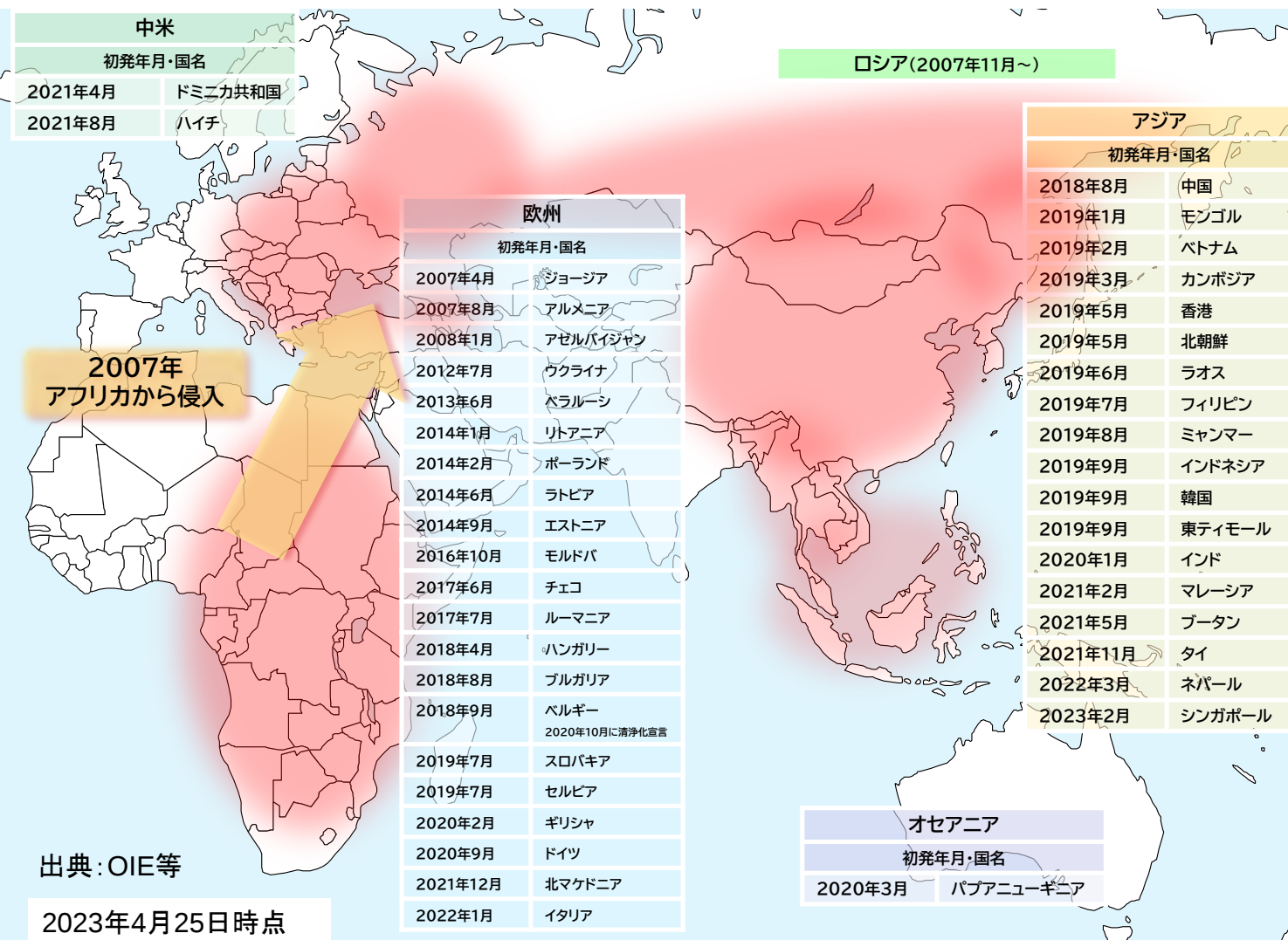
元気消失・下痢



脾臓の鬱血性脾腫

1. アフリカ豚熱対策の重要性

(2) アフリカ豚熱の発生拡大状況 (2007年～)



アフリカ豚熱の経緯概要

1921年：アフリカ豚熱の英国人の Montgomeryにより初報告
(1900年代初頭からケニア・ウガンダの豚でみられた)

1957年：アンゴラ→ポルトガル
以後、欧州・中南米で発生。
欧州では、サルデニア島を除き1995年に、
中南米では1980年代中盤には撲滅。

(2006年末? : ジョージア ポチ港に侵入)
2007年4月：ジョージア
2007年8月：アルメニア
2007年11月：ロシア
2012年7月：ウクライナ
2013年6月：ベラルーシ
2014年1月：リトアニア
2014年6月：ラトビア
2014年2月：ポーランド・・・
(その後、2018年9月ベルギー、2020年9月ドイツ等)

2017年3月：ロシア (イルクーツク)
2018年8月：中国
2019年5月：北朝鮮
2019年9月：韓国
東南アジア各国で発生

・ハム等の肉製品、残飯→イノシシ
・イノシシによる感染と広がり

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(1) 家畜伝染病予防法の改正（令和2年）

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散。
- 野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図る必要。
- アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要。

事態に迅速かつ的確に対処するため、
家畜伝染病予防法の一部を改正（第201回国会・
令和2年3月27日成立・4月3日に公布。）

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(2) アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 家畜伝染病予防法第3条の2

└ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

第18 病性の判定

第19 病性判定時の措置

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

特に重要な部分：豚熱での防疫対応と異なる部分

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡イノシシの検査（豚熱と同じ）
- ・半径3 km以内について、積極的な死体搜索による検査・死体排除
- ・（3 kmの）外接部の捕獲推進による個体数削減
- ・（3 kmの）外接部防護柵等による囲い込み

豚熱の防疫指針（第23ウイルスの浸潤状況の確認等）では・・・

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡イノシシの検査
- ＜留意事項通知＞ 半径3 km以内について積極的に採材
- ＜留意事項通知＞ 野生イノシシから豚等への感染拡大防止として、必要に応じて捕獲推進による個体数削減・外接部防護柵等による囲い込み

課題

野生動物に関する積極的な初動防疫の経験がない中で、特に、この第24の措置を具体的にどうするのか。

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(3) アフリカ豚熱の対策に関する具体化の必要性

農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部（令和3年11月24日開催）

- まず、**日本にウイルスを入れないための水際対策の強化が重要。**
- しかし、水際対策は100%でないため、万が一、日本に侵入した場合に備え、**農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理の向上が必要。**
- また、感染状況を早期に把握するため、**野生イノシシの捕獲・サーベイランスの強化が必要**なほか、野生イノシシがアフリカ豚熱に感染した場合に備え、野生イノシシの死体の回収、通行の制限等の対策を具体化していく必要。

日本に入れない

日本に持って来させないための対策に加えて**水際対策の強化**

農場に入れない

ワクチンはないので、**飼養衛生管理の向上**
(伝播性は、豚熱 > アフリカ豚熱)

国内で広げない

早期発見が重要なので、**野生イノシシの捕獲及びサーベイランスの強化**
(野生イノシシでの発生に備え、死体の回収等対策の具体化が必要)



コロナが落ち着きを見せる中、早急な具体化が必須！

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(4) 農水省による具体化のための実地演習の実施

CSF・ASF対策本部（11月24日）を受け、11月26日から年内実施に向けた準備・調整を開始。

調整・準備事項

- ・つくば市への連絡・調整
→地元猟友会、市内関係者との調整
- ・県猟友会との調整
- ・地形机上調査（Google Maps、国有林地図、聞き取り）
→国有林、国定公園（3種）、保安林であることを確認
- ・国有林の入山・演習実施に関する調整（林野庁、林野庁→茨城森林管理署）
- ・保安林の入山・演習実施に関する調整（茨城県林業課）
- ・国定公園の入山・演習実施に関する調整（茨城県環境政策課）
- ・研究機関（農研機構畜産研究部門・動物衛生研究部門、森林総合研究所）との調整
- ・茨城県畜産課家畜衛生グループとの調整
- ・資材調達（納体袋、消毒薬、滑り止め、ロープ、背負子等）
- ・つくば市・地元猟友会との打合せ
- ・現地事前調査
- ・資料作成（行程、地図、会議資料等）

つくば市等の協力を得て、12月28日に実施

参加者（21名）

- ◆農林水産省消費・安全局動物衛生課（3名）
- ◆農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（1名）
- ◆林野庁森林整備部研究指導課（2名） ◆林野庁国有林野部業務課（1名） ◆農研機構畜産研究部門（2名）
- ◆農研機構動物衛生研究部門（3名） ◆森林研究・整備機構森林総合研究所（2名）
- ◆茨城県猟友会桜支部（2名） ◆茨城県農林水産部畜産課（1名）
- ◆つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室（2名） ◆茨城森林管理署（2名）

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

実地演習・意見交換会（2021年12月28日）



【筑波山での実地演習】

通常狩猟が行われない場所で死体が発見される可能性を想定



【意見交換会】

県・市・林野庁・地元猟友会員を交えたASFに関する野生イノシシ対策及び現状のCSF対策に関するとの意見交換を実施

課題（検討中）

- 各県において、発生時における関係各機関との連携体制の構築
- イノシシの死体を埋却及び焼却するにあたり制度的整備が必要
- イノシシの死体発見時の通報体制の強化
- 死体の発見場所によっては、埋却も焼却も困難となる状況が考えられることから、埋却及び焼却以外の方法で、生体と死体の接触を防止する方法を検討する必要

2. アフリカ豚熱対策の具体化に向けて

(2) 野生イノシシの死体処理における制度的整理及び関係部局間の連携強化について

背景

豚熱感染拡大の状況においても、野生イノシシの死亡個体の処理について、制度的な整理がこれまで明確でなかった（※捕獲個体の死体処理については整理がされている）。

問題点

全国アンケート、実地演習・検討会を通じて浮かび上がった問題点

1 現状

自治体における野生イノシシの死体処理についての自治体内で対応の苦慮

- ・捕獲と同様に埋置している場合が制度的に問題ないのか？
- ・関係部局間の連携が困難・不十分

2 今後可能性のある事態

野生イノシシにおける

- ・豚熱の感染拡大リスク大
- ・アフリカ豚熱の侵入リスク大



死体急増の恐れ

死体処理でつまづき、感染リスクのあるイノシシの死体放置が増加すると・・・

!

- ・豚熱・アフリカ豚熱の感染拡大リスク拡大（特にアフリカ豚熱で問題）
- ・環境衛生・公衆衛生上の影響拡大（悪臭、汚水による土壌・水質汚染等）
- ・自然環境への影響拡大（希少野生生物の生態系破壊等）

各県での、野生イノシシでのアフリカ豚熱対策としての実地演習等を進めるためにも、これらの問題点の解決と関係部局の連携強化は必須！



関係省庁・部局が統一見解を示すことで、死体処理における制度的問題点の解決・自治体内での関係部局の連携強化に資する

経緯・状況

- 11月 死体処理に関する全国アンケート調査
- 11月末 農林水産省豚熱アフリカ豚熱対策本部会議
- 12月末 筑波山麓での実地演習・意見交換会
- 1月 必要な制度的整理について検討
- 1月末～ 関係省庁・部局で検討

○農林水産省

- ・消費・安全局
- ・農村振興局
- ・林野庁

○環境省

- ・環境再生・資源循環局
- ・自然環境局

★速やかな対応が必要であることについて一致

通知において必要な事項

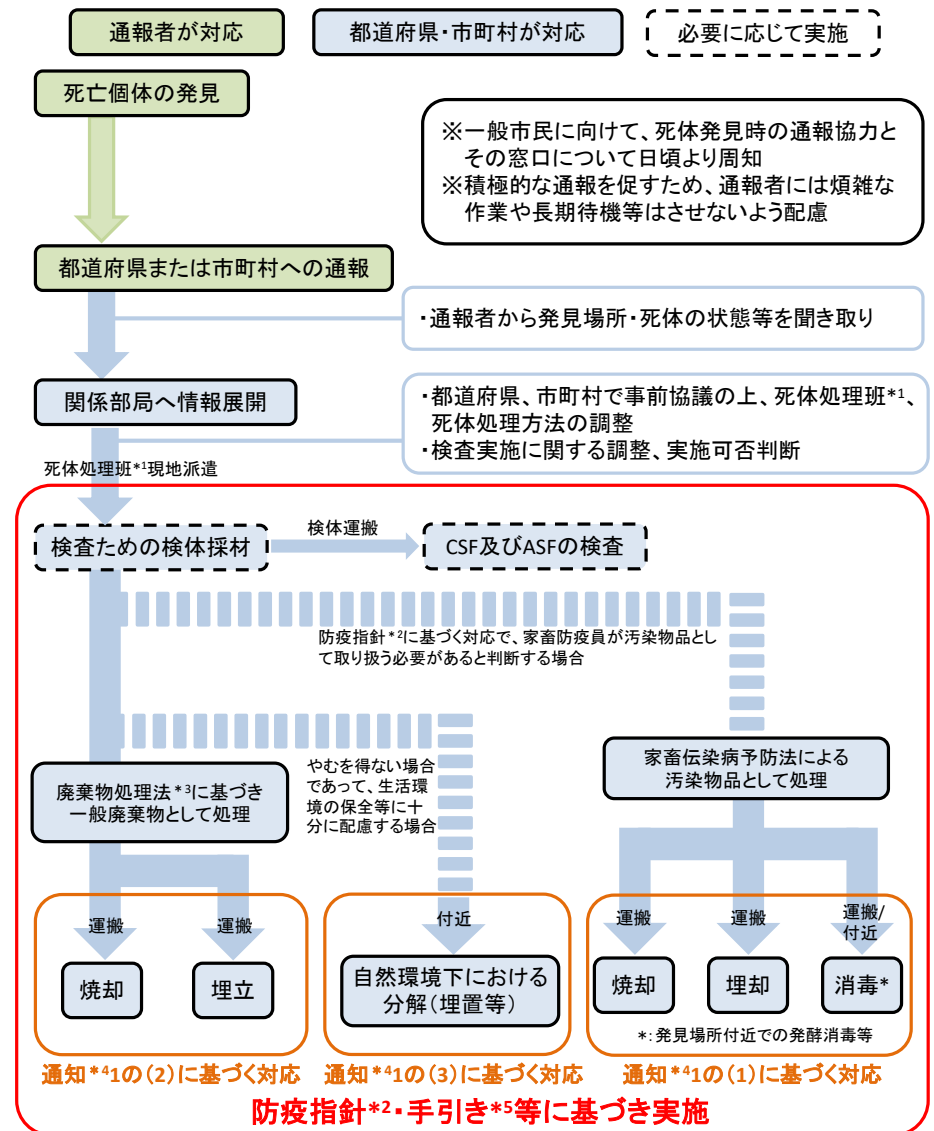
- ・死体処理方法に関する制度的な明確化
- ・自治体内・関係者における連携強化
- ・処理における安全性
- ・死体における検査の推進

関連5局庁長の連名により令和4年3月31日通知発出

「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」

(令和4年3月31日付け、
3消安第7123号、3農振第2908号、
3林整研第333号、環循適発第
2203311号、環自野発第2203284
号、農林水産省消費・安全局長、
農林水産省農村振興局長、林野
庁長官、環境省環境再生・資源
循環局長及び環境省自然環境
局長連名通知)

死亡した野生イノシシの処理フローチャート（参考資料）



*1: あらかじめ県市町村で、死体の状況(検査可否等)、感染状況等を踏まえ、死体処理班の構成パターンを検討。
*2: 特定家畜伝染病防疫指針(豚熱・アフリカ豚熱)
*3: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
*4: 豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について
*5: CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き
備考: 検査実施個体等について従前どおり家畜保健衛生所での焼却も可能
注: ASFのリスクが高い場合は、原則、汚染物品として処理

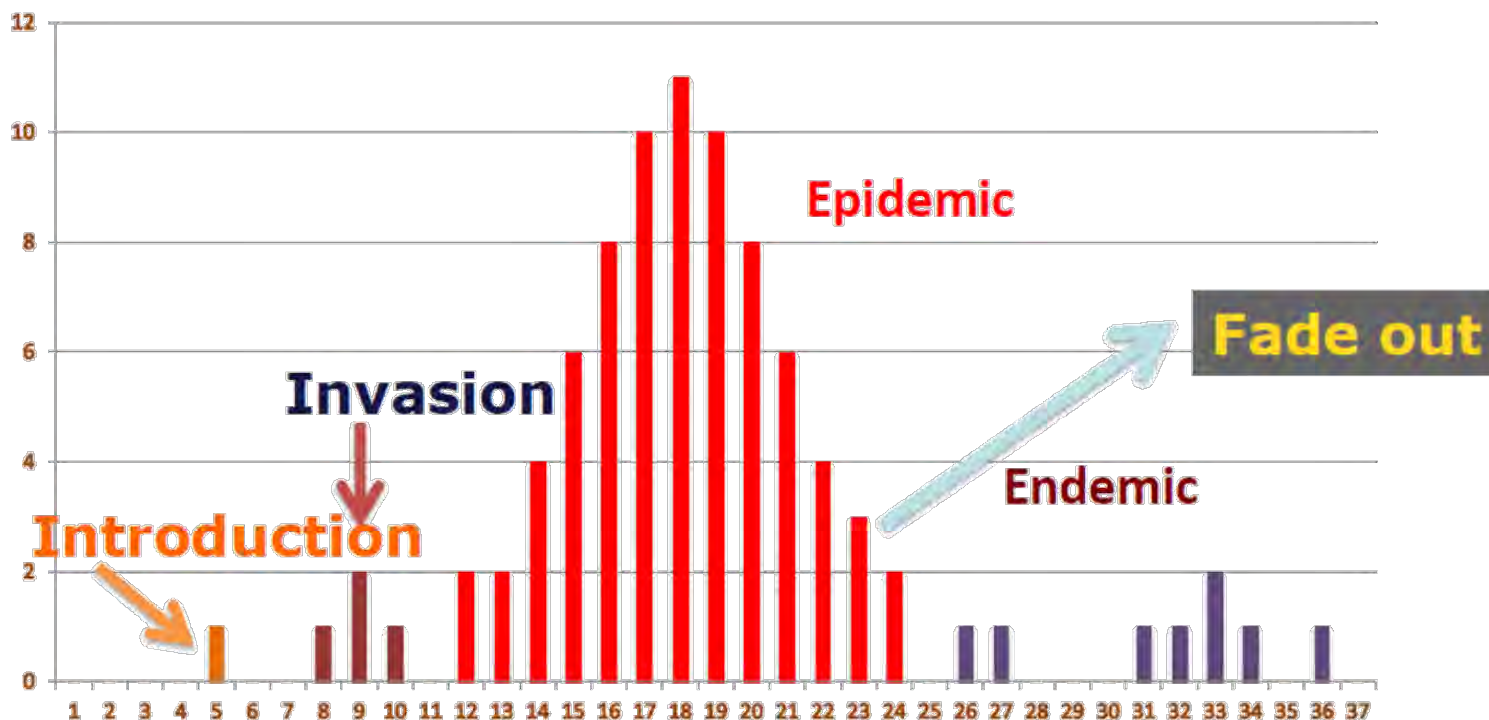
3. 諸外国でのASFの防疫措置

(1) 共通する初動防疫措置

- ・防疫区域の設定
- ・死体発見・処理
- ・感染イノシシの拡散阻止
- ・管理下での捕獲推進

3. 諸外国での対応

(2) 欧州での対応：概要



初期に発見した場合

- ★小さな地域は管理が容易で、根絶の確率が高い
- ・死亡個体の報告・除去
- ・捕獲／殺処分は、感染動物がまだわずかしか存在しないときにのみ
- ・定められた管理およびバイオセキュリティ対策の遵守

感染急増期に発見した場合

- ★耐える
- ・捕獲／殺処分しない！
- ・発見された死体の検査
- ・データ収集を正確にする
- ・捕獲・殺処分よりも、死体の除去がより重要！

まん延期の対応

- ・ウイルスの消失を観察
- ・感染したイノシシの駆除
- ・バイオセキュリティ対策

捕獲／殺処分は、最後の感染動物を除去する意識

3. 諸外国でのASFの防疫措置

(2) 欧州での対応：留意点

野生イノシシをめぐる地理的・制度的状況の違いがある。



欧州の特徴

- 森林率が20%程度
- 丘陵地域が多い
- 森林整備が進んでおり森林構造、森林構成がやや単調
- 野生イノシシ：土地所有者のもの



日本の特徴

- 森林率が約68%
- 高標高地域も地域多く地形が複雑（傾斜地も多い）
- 欧州にはないササやタケなども含めて森林構造が複雑
- 野生イノシシ：無主物

出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

イノシシの活動範囲の制限や見通しのしやすさ等を踏まえると、日本は対策がより困難と考えられる。

3. 諸外国での対応

(2) 欧州での対応：死体探索の実際



森林（林縁および湖沼を含む）でのイノシシ死体の探索

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



湖沼でのイノシシ死体の回収（ボートを使用した探索と回収）

出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service



出典：Prof. Alvydas Malakauskas, Lithuanian University



出典：Dr. Paulius Bušauskas, Lithuanian State Food and Veterinary Service

森林でのイノシシ死体の回収と搬出
（消毒しながらの搬出など、衛生対策の確保）

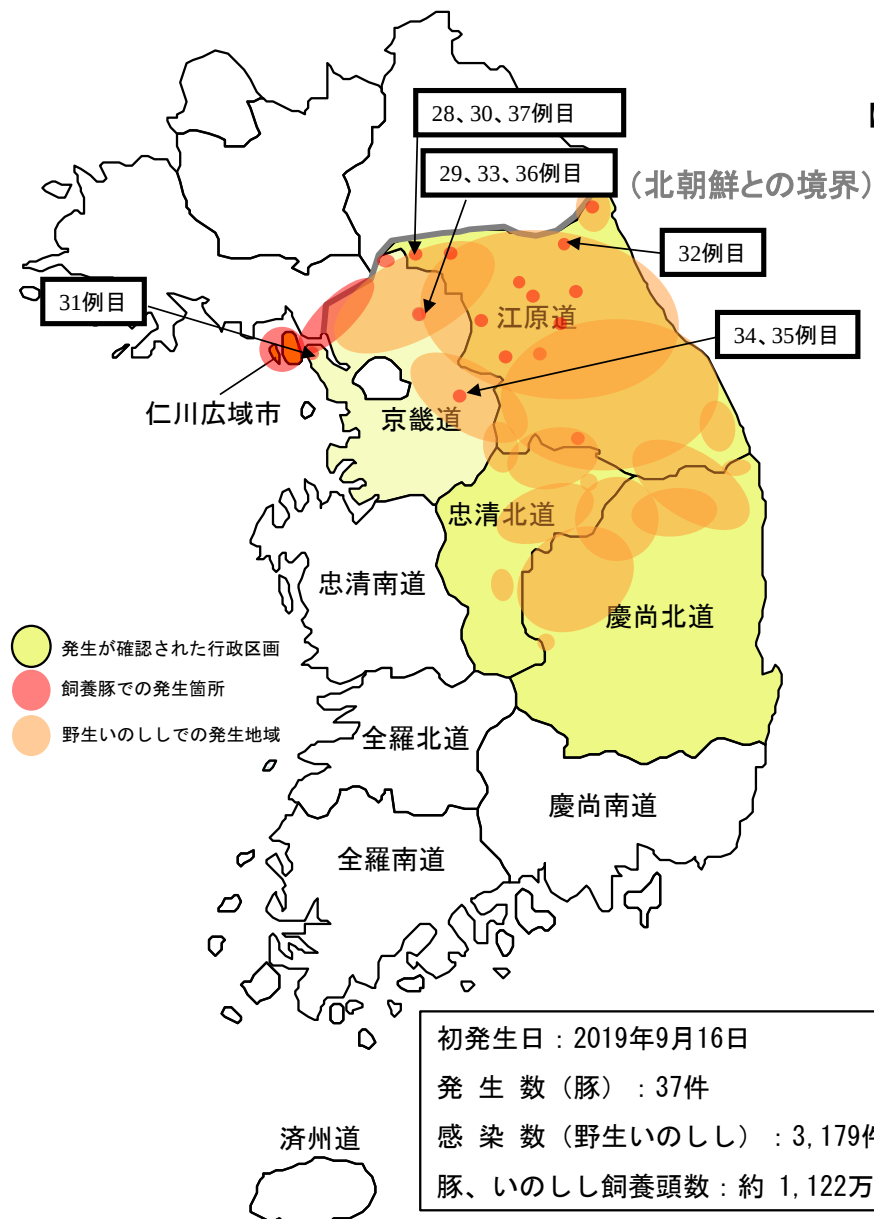
出典：農研機構畜産研究部門平田滋樹先生のスライドを改変

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応：発生・感染状況

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡



2023年8月15日時点

【野生イノシシでの事例】(単位：件)

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
江原道	華川郡	426
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	237
	襄陽郡	36
	江陵市	108
	洪川郡	63
	平昌郡	45
	束草市	1
	旌善郡	170
	横城郡	63
	三陟市	90
	原州市	80
忠清北道	太白市	15
	東海市	8
	丹陽郡	151
	堤川市	85
	報恩郡	73
慶尚北道	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	98
	尚州市	76
	蔚珍郡	41
	聞慶市	62
	栄州市	10
	醴泉郡	10
	奉化郡	21
	盈徳郡	8
	安東市	5
合計		3,179

初発生日：2019年9月16日

発生数(豚)：37件

感染数(野生いのしし)：3,179件

豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計(2021)による

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応

- ・サーベイランスの強化
- ・死体捜索・処理の徹底
- ・死体周辺の他のイノシシの接触防止対策（フェンス）
- ・駆除
- ・イノシシの移動抑制（フェンス）
- ・関係者・市民への啓発

＜韓国のポイント＞

- ・地形等の生息環境からは、韓国の方が日本の状況に近い。
- ・韓国では、イノシシで「まん延」している状況。
- ・地続きでのウイルスの侵入。

3. 諸外国での対応

(3) 韓国での対応

환경부 국립야생동물질병관리원 국립공원공단 야생동물관리협회

아프리카 돼지열병(ASF) 확산예방을 위한 산행시 행동요령

- 산행 전**
방문지역 ASF 발생여부 확인하기 (wadis.go.kr)
- 산행 중**
정해진 등산로만 이용하기
- 산행 중**
음식을 버리지 않기
- 산행 중**
폐사체 발견 시 접근하지 말고 신고하기 • 신고시 포상금 지급
- 하산 후**
신발을 깨끗이 털고 소독하기
- 하산 후**
귀가하여 신발 세척 및 등산복 세탁하기
- 하산 후**
1주일 간 방문동거자 접촉금지

아프리카돼지열병(ASF)
돼지와 동물에게만 감염되는 바이러스 질병으로 쉽게 전염되고 치사율이 높아 멧돼지 생태 및 양돈농가에 큰 피해를 줍니다 (ASF: African swine fever)

아프리카돼지열병(ASF) 확산 차단을 위한 국민여러분의 적극적인 협조 부탁드립니다!

◆ 신고처: 통합콜센터 110, 국립야생동물질병관리원 062-949-4323, 4340, 지자체 환경과: []

※ 이 포스터는 친환경잡지를 사들여 제작하였습니다

멧돼지 아프리카돼지열병 확산 차단! 국민여러분의 적극적인 신고가 중요합니다!

▲ 아프리카돼지열병(African Swine Fever, ASF)이란?
- 돼지과(사육돼지, 멧돼지)에서만 발생하는 바이러스성 질병으로, 바이러스의 생존성이 강하고 치사율이 높음
- 멧돼지도 감염되어 폐사할 수 있으며, 폐사체는 바이러스 전파의 모염원이 될 수 있음
* 아프리카돼지열병은 사람에게 감염되지 않음

▲ 이럴 때 신고하세요!
1. 멧돼지가 살아 있으나 잘 움직이지 못하는 경우
2. 죽어 있는 멧돼지를 발견한 경우
※ 산행중 부패한 냄새가 심하게 나면 주변에 폐사체가 있을 가능성이 높음

〈전형적인 증상: 피부가 붉은색으로 변함〉

아프리카돼지열병 확진시 포상금 20만원(음성도 포상금 10만원 지급)
* 멧돼지 폐사체 검사결과 확인 후 지급, 단 1인당 연간 60만원까지만 수령가능(불법산채 시 처벌될 수 있음)

▲ 이렇게 신고하세요!

발견했을 때	신고하는 곳	신고하는 요령
- 멧돼지에 접근 및 접촉 금지 - 발견지점 주소 및 주변 상황 확인 -가능한 경우, 발견지점 나무 등에 표식 -정확한 주소를 모르는 경우, 근처지 주소나 좌표 및 현장 사진 촬영	- 정부민원콜센터 ☎ 110 - 시·군·구 환경담당부서 - 국립야생동물질병관리원 질병대응팀 ☎ 032-560-7141~7155 ☎ 062-949-4330-4334	00월 00일 00시 경에 00(시군구) 00(읍면동) 00번지 000부근에서 - 죽은(질병이 의심되는) 멧돼지를 발견했습니다. ※ 신고자는 000이며 연락처는 000-000-0000입니다.

멧돼지 ASF 예방 행동 요령

- 야외 활동 시 남은 음식물을 버리거나 야생동물에게 먹이지 금지
- 의상개체 및 폐사체 발견 즉시 신고
- 멧돼지 폐사체 및 의상개체 접촉 금지
- 야생동물제구역 출입금지
- 폐사체 발견후 검사결과 확인전까지 농장출입 금지



4. 基本方針の策定

(1) 防疫措置の具体化と基本方針の位置づけ

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。
- 研究事業（RS事業30,000千円×3年）及び補助事業（県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日 農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）

第1 基本方針

5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示す**とともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

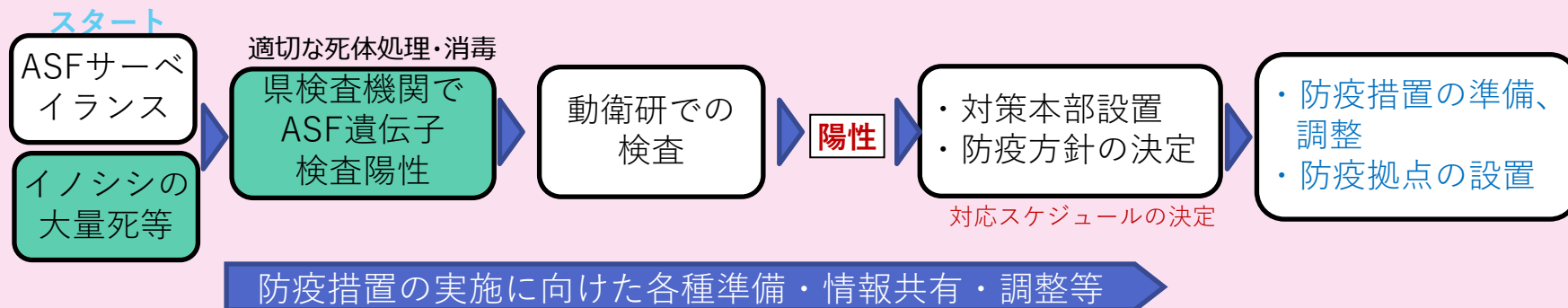
方針：感染初期で発見された場合の防疫措置

4. 基本方針の策定

(2) 野生イノシシでのアフリカ豚熱感染確認時の初動対応の流れ

～アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備～

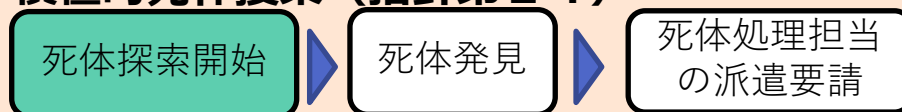
- ◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



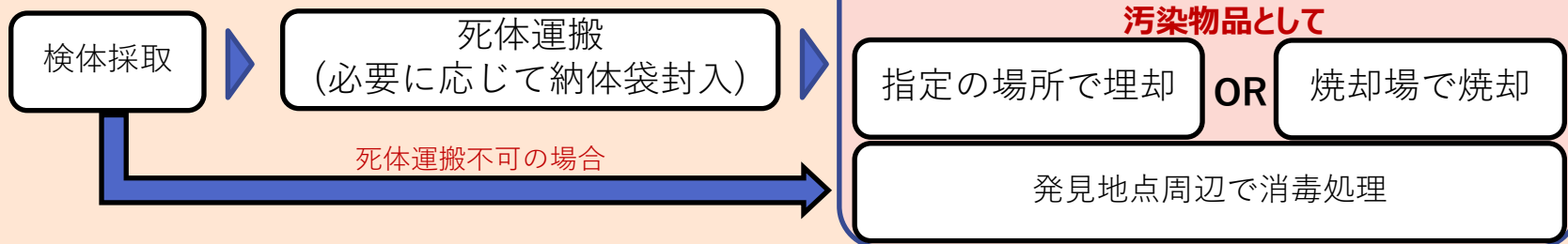
～防疫措置の実施～

- ◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

- ### ◆積極的死體搜索（指針第24）



- ## ◆死体処理（指針第24）



4. 基本方針の策定

(3) 具体化が必要な内容例

疑う事例が生じた場合の対応

判定時の対応

通行遮断

- ・農場間伝播防止：法10条 時間制限：72時間
- ・野生動物での感染拡大防止：法25条 具体的な時間制限の記載なし
- ・設定方法は？ 解除方法は？

移動制限

- ・対象物品は？
- ・例外的な措置は？

消毒ポイントの設定

- ・歩行者用の通路での消毒ポイントは？

積極的な死体搜索

- ・方法は？
- ・組織は？

死体処理方法

- ・運搬方法は？
- ・運搬できないようなところで見つかった死体は？

感染拡大防止としての柵等

- ・設置を行う場合の考え方は？

4. 基本方針の策定

(3) 「意見照会」及び「実地演習」の反映

＜主な改修正点＞

1 都府県からの意見（のべ487件）を踏まえた修正

- ・内容のよりいっそうの具体化
- ・作業の安全性確保
- ・通行遮断の短縮規定を追加するとともに、観光登山道など早期再開に当たって
の考え方の明示等

2 現時点までの県による演習を踏まえた修正

- ・検査時間をより具体的・現実的な対応に（検体回収・検査時間の目安）
（飼養豚での検査も考慮し、柔軟な対応が必要）

令和5年9月22日

- ・基本方針案の現時点版
- ・都府県からのコメントへの返答
- ・防疫におけるタイムスケジュール（動物衛生課検討案について、栃木県での演習での検討・実地演習を反映）

5. 演習

(1) 演習実施要領の策定・演習の実施

- 基本方針の策定に先立ち、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が確認された際の防疫対応について、各県での体制整備を兼ねた演習を本年度より実施（来年度以降も実施予定）。
- 本演習にかかる実施要領を本年6月に策定。こちらに基づき、県においてアフリカ豚熱の防疫措置に備えた演習内容について検討、農林水産省と協議の上、演習を実施する。

机上演習

野生いのししでアフリカ豚熱が確認された初動対応として、積極的な死体対応・探索といった防疫措置を行うにあたっての実行計画の策定を行う。

死体対応・探索に係る実行計画の内容

- ・スケジュール
- ・死体対応・搜索班の編成・連絡体制
- ・死体搜索の範囲
- ・死体発見時の対応
- ・必要資材の一覧

農林水産省でも必要となる資材を検討し、演習で必要になる資材リストを提供

その他、野生いのししの防疫対応で特有な対策について検討。

(例)

- ・通行の制限又は遮断
- ・消毒ポイントの設置（登山道、道路等）
- ・防護柵等設置

実地演習

野生イノシシに対する具体的な防疫措置の一環として、積極的な死体対応・探索等の具体的な防疫措置を実際に演習する。

(実地演習の実施例)

- ・防疫拠点の設置
- ・登山道での消毒ポイントの設置
- ・死体の搜索
- ・死体の対応
- ・死体の運搬



令和3年度に実施した農林水産省での防疫演習の様子。死体を埋却することを想定。

埋却（深く掘る必要）は困難。他のイノシシとの接触防止・消毒手法が必要。

5. 演習

(2) 演習の意義：具体的措置の内容について

★具体的措置内容の経験・現状認識・問題点等の把握

国も県も、だれも経験がない中で、どのように対応していくのか。
今起きるかもしれない中で、紙だけの検討で、もたついている暇はない。

今発生した場合も想定し、問題を洗い出し、よりよい対応ができるようにする必要がある。

このためには・・・

現場で課題を探って、問題を認識し、解決を目指す試行錯誤が必須。

最初から完成形を目指すのではなく、関係者皆で、考えて、より適切なものを作り上げていくことが重要。

今、対策が案の状況で、演習に取り組む意義は、極めて大きい。
具体化の第一版に反映

5. 演習

(3) 演習の意義：役割・責任の認識

- ・野生イノシシ対策においては、関係者が多岐にわたる。
- ・対応時には普段野生イノシシ対策への関与が低い部局も関わる。

感染拡大による死体増加を考えただけでも・・・

- ・廃棄物、悪臭・汚水等による生活環境問題
- ・野生動植物を含む自然環境問題（死体により希少野生動物含む生態系に影響）
- ・狩猟、森林、地下水・・・といった様々な影響



関係者が連携して対応することが重要

多くの分野の関係者が、個々の役割を認識することが、連携強化に繋がる。

演習は、これらを具体的に認識するために重要な機会である！！



6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

